（港湾労働法施行規則の一部改正）

第八十二条　港湾労働法施行規則（昭和六十三年労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（第一面）を次のように改める。

様式第１号（第３条第２項関係）（第１面）

港　湾　労　働　者　雇　用　届

				※番　　号		
※事業所番号				※交付年月日	年　月　日	
事業所名		所在地	〒			
港湾労働者氏名	男・女	年　月　日生	住　所	〒		
主として港湾運送の業務に従事する港湾			主として従事している業務	１　船内作業　４　いかだ作業 ２　はしけ作業　５　船舶貨物整備作業 ３　沿岸作業　６　倉庫作業		
雇入れ年月日	年　月　日		港湾労働者派遣事業関係	１　派遣対象労働者である。 ２　派遣対象労働者ではない。		
			取得資格			
雇用期間	１　年　月　日から　年　月　日まで ２　期間の定めなし ３　その他		港湾運送の業務に従事する期間	１　常時 ２　年　月　日から　年　月　日まで ３　その他		
社会保険関係	雇用保険		健康保険		厚生年金保険	

港湾労働法第９条第１項の規定により上記のとおり届けます。

年　月　日

事業主　住所
氏名

（事業主が法人である場合はその主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入すること。）

公共職業安定所長　殿

（日本産業規格Ａ列４）